

。税制改正

事 項	税 制 改 正 要 望 内 容
<p>1. 外貿埠頭公社の民営化に伴う税制上の所要の措置及び外貿埠頭公社が所有又は取得するコンテナ埠頭に係る特例措置</p> <p style="text-align: right;">< 新規・延長 ></p>	<p>外貿埠頭公社の民営化に向けて、以下の特例措置を講じる。</p> <p>(公社から民営化会社への不動産の移転)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録免許税 : 8/1000(当初2年間)、 15/1000(その後1年間) ・不動産取得税 : 非課税 <p>(公社から民営化会社へ承継したコンテナ埠頭(承継前において特例措置の適用を受けていたものに限る))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税・都市計画税 <p style="padding-left: 40px;">旧公団から承継したコンテナ埠頭 : 課税標準 3 / 5 (承継後10年間)</p> <p style="padding-left: 40px;">公社が解散までに取得したコンテナ埠頭(を除く) : 課税標準 1 / 2 (承継後10年間)</p> <p>外貿埠頭公社が所有又は取得するコンテナ埠頭に係る課税標準の特例措置を2年間延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税・都市計画税 <p style="padding-left: 40px;">旧公団から承継した一定規模以上のコンテナ埠頭 : 課税標準 3 / 5</p> <p style="padding-left: 40px;">平成10年3月31日までに取得した一定規模以上のコンテナ埠頭(を除く) : 課税標準 1 / 2</p> <p style="padding-left: 40px;">平成10年4月1日から平成18年3月31日までに取得する大規模コンテナ埠頭 : 課税標準 1 / 5 (当初10年間)、 1 / 2 (その後)</p> <p style="padding-left: 40px;">平成18年4月1日から平成20年3月31日までに取得する大規模コンテナ埠頭 : 課税標準 1 / 2</p>
<p>2. PFI法に基づき整備される公共荷さばき施設等に係る特例措置</p> <p style="text-align: right;">< 延長 ></p>	<p>PFI法に基づき整備される公共荷さばき施設等に係る以下の特例措置の適用期限を2年間延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税 : 課税標準 1 / 2 ・都市計画税 : 課税標準 1 / 2
<p>3. 廃油処理施設の油水分離装置等に係る特例措置</p> <p style="text-align: right;">< 延長 ></p>	<p>廃油処理施設の油水分離装置等に係る以下の特例措置の適用期限を2年間延長する。</p> <p>(国 税) 所得税・法人税 : 特別償却14%(ただし、構築物については10%)</p> <p>(地方税) 固定資産税 : 価格の 1 / 6 (新設の場合)</p> <p style="padding-left: 40px;">価格の 2 / 3 (優良更新の場合)</p>